

第1章

介護の基本と
実習指導者に対する期待

学習の内容

本章では、介護に対する理解を深め、介護福祉士に求められる職業倫理や介護実践を支える人間観・ケア観・介護観等を探るとともに、実習指導者として理解しておくべき指導の視点・あり方を学びます。

- ・第1節では、介護の目的・目標、介護を必要とする人々の理解など、介護福祉士として持つべき基本的視座について学びます。
- ・第2節では、介護福祉士の定義や資格取得の動向、求められる介護福祉士像などを解説します。また、職業倫理についても理解を深めます。
- ・第3節では、介護福祉士が知っておくべき介護に関連する法・制度について解説をします。
- ・第4節では、介護福祉士として学びを続けることの重要性を理解し、実習指導者としての指導のあり方を学習します。

第1節 介護の概要

1 目的・目標

介護保険制度の改正や障害者総合支援法の制定により、自立支援・尊厳の保持・共生社会の実現の観点から、介護を必要とする人々の多様な価値観や暮らしを尊重し、ニーズに応えるサービスがいつでも求められるようになりました。

(1) QOLの向上

介護の目的は、介護を必要とする人々が、自分の能力を活用しながら自分らしく尊敬をもって生きられるように、QOL (Quality of Life: 生命、生活、人生の質) の向上を図ることにあります。人生の質 (自分らしく生きる) の向上をめざし、医療に関わる人々はいのちの質を高めることに、介護や福祉に関わる人は生活の質を高めることに焦点をあてながら、その役割を果たすこととなります。

このQOLの向上に必要なものとして、利用者の主体性があげられます。利用者の自己選択・自己決定を尊重すること、安心していられる場所をつくること、自由にふるまうことのできるあなたかな人間的交流を行うことの3条件は、生活上の困難を抱えている人が、人の手をかりながら自分の望む生活を実現させるための必須条件といえます。

(2) 尊厳を支える

社会福祉基礎構造改革において、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域のかなかで、その人らしい自立した生活が送れるよう支えることを社会福祉の理念としました。急速な高齢化が進行し、高齢者世帯の数が増加するなかで、介護課題に的確に対応し、長寿を心から喜べる社会、安心して子どもを産み育てられる社会、違いを受け入れ助け合う社会、みんなで参加して共につくる福祉社会を創造することが求められています。

共に生き、手をさしのべ支えあう社会、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される社会、誰もが自立の心と社会保障の絆(連帯)、思いやりの心の重要性を理解し、それぞれの能力を生かして、各人にふさわしい生き方が選取できる社会が求められています。

(3) 自立を支援する

病気や老化による障害に悩む人々は、働けなくなった自分、役割を果たせなくなった自分に存在感をなくしたり、生きる意欲を低下させてしまうことがあります。他人や子どもには迷惑をかけたくないと願いながらも、家族に依存せざるを得ない自分に絶望したり、他人の世話を受けるのは恥だといった意識からサービスを拒否することもあります。

介護を必要とする人々が人生の最期まで自分らしく生きるには、本人の心情を理解し支える多様な人々の存在が欠かせません。家族、ボランティア、地域の介護力は大きな影響を与えることになります。

介護福祉士は、介護実践を通して人間の計り知れない可能性を引き出すことができます。利用者や家族の自尊感情を高め、問題や課題を解決する力を強化することもできます。主体的に生きる力、自分らしく力強く生きる力を高め、その人が成長すること、自己実現することを助けることができる専門家でもあります。介護を必要とする高齢者や障害者が、受苦のために社会的な不利益を被ることがなく、誇りと生きがいをもって生活できるように、自立を支援する必要があります。

近年、自立と依存の共存が大切だといわれるようになりました。人間が自立していくためには、それにふさわしい依存を体験する必要があると指摘されています。人間は誰でも、よりよく生きることを願い、より成長していこうとする潜在力をもっていますが、それが発揮されるためには、それにふさわしい場が必要で、自分一人の力で課題に向かうのではなく、他人の力を借りながら自分の望む生活を実現させる力が必要です。その基盤になるのがありのままの自分でいて、もろかされることのない居場所です。

私たちは、介護を必要とする人々が「人の手を借りながら頑張って生活する

自分」を受け入れ、自信を取り戻すことができるように、支援し続ける必要があります。自分らしさを表現できるあたたかい場をいかにしてつくり出し、出ていくかが自立支援の鍵になっています。

(4) 自己実現を助ける

ミルトン・メイヤロフ (Milton Maveroff) は、「ケアの本質」の冒頭において、「一人の人格をケアするとは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現することをたすけることである。」と述べています。利用者の存在を認め、成長しようと努力している存在として尊重すること、そしてまた自分はその人にとって必要であると感じ、さらに利用者の成長したいという欲求に応えることによって成長するのを助けるというものです。

人間は自己実現を求めて生きています。自分らしくよく生きたい、誰かのために役立つ存在でありたいと願い、その可能性を実現してやまぬ傾向をもっていきます。しかし、介護を必要とする人々は、病気や障害、生活環境の変化や社会構造の変化、経済的な問題や人間関係を築く困難さ等から、自己実現しづらい状況におかれています。

したがって、介護福祉士は、実践力を高め、介護を必要とする人々の個別・具体的ニーズに応える役割を担うこととなります。また、保健・医療・福祉に関わる複雑で高度なニーズに対して、多職種とのチームケアを実践することが不可欠となります。

(5) 福祉社会の創造

社会福祉の基本理念とされる共生が、現代のケアの思想として倫理学者や社会学者の注目を浴びてきています。家族社会学の立場からは老年期の社会学に関して、「気遣い (Caring) 社会」を工業化社会を超えるものとして提唱しています。

この地域福祉を含めた福祉社会の構築のためには、公的な社会保障だけでは不十分であり、ボランティアの育成が必要です。特に日本社会では、家族や他人に迷惑をかけたくない、世話を受けるのは恥だとする声が聞かれます。お互いに弱さをみせ、助けを求め支えあう文化をはぐくむことが急務になっていきます。

① いのちのケア

川本隆史は「共生の事実と規範」(講座「差別の社会学」第4巻「共生の方(かた)〜」弘文堂)のなかで、ケアという概念に触発されて、それを社会一般の倫理にできないかと考えました。男性中心の「正義の倫理」に対して、女性の

倫理の基になる配慮から、「ケアの倫理」を導き出し、「いのちのケア」にまで高めています。

「一人ひとりのかけがえのない「いのち」を尊重するのは、まともな社会の最低条件ですが、個々のいのちはバラバラに生きていくのではなく、お互いに支えあっています。そして、いのちの営みを続けていくためには、呼吸や栄養物に始まるたくさんの必要、ニーズを満たしていかなければなりません。そうしたいのちの支えあい、ニーズに応える営みを「いのちのケア」と呼んでみたいのです。」¹⁾

こうした「介護」「世話」「配慮」をひとまとめにしたケアとボランティアとが結びつくことにより、困っている人や状況を放っておけないという「共感」に基づく参加や関与などの新しい社会福祉の理念が生まれています。

② 共生社会のボランティアズム

堀田力は「共生社会への道〜超高齢化日本のボランティア〜」のなかで、「今は、みんなが共に生きなければならぬ。一人ひとりの生命が大切なのです。そういう、共生社会への道を開いていかなければならない」と述べています。この、高齢者も子ども障害者もケアの対象となるすべての人が、共に生きていく社会が共生社会であり、ノーワライゼーションやインテグレーションの福祉思想に裏づけられたものです。

多様な日常生活を支えるちよつとした援助や精神的なケアは、家族や友人・ボランティアなどによる支えあいの組織化(ネットワーク化)によってなされ、満たされることが多いものです。

共生社会では人のもつ「共感」に根ざした、自発性に基づくボランティアが必要条件となりますが、共生は人を育み生きる意欲を引き出すものであり、政治や経済だけでは解決のできないものです。みんなが、少しずつみんなのためになることをする相互扶助と、それに基づく心のふれあいは喜びであり、自己の存在を肯定させてくれるものです。この営みは人間にとって最も基本的な活動です。

2 介護を必要とする人々の理解

(1) ケアの本質

「ケアの倫理」は、人間存在の「弱つきやすさ」に基づきます。ここから「ケアの人間学」が形づくられます。その人間学に基礎を置き、介護福祉の実習指導がなされることとなります。このときに注意すべきことは、「他者へのケア」とともに「自己へのケア」もきちんと配慮しておくことです。M.メイヤロフ

やM.フーコ (Michel Foucault) のケア学における偉大さは、「他者へのケア」とともに「自己へのケア」の両面からケアを指摘したことです。

さらに、医学ケア、看護ケア、教育上のケア、福祉におけるケアによって、ケアされる人が自己実現に向かうばかりでなく、ケアするその人も変化し、成長を遂げることを強調しています。

(2) 支えあって生きる人々

森岡正博らは社会福祉の原理である「ケア」を「支え」と呼び、自律した「個人」がお互いに契約を結んで社会を構成していくという近代市民社会の原理に疑いを投げかけています。それに加えて、完全には自律できにくい人間同士がお互いに「支えあって」いくという形の社会原理の可能性を探ろうとしています。「他からささえられてはじめて生活でき、自己決定できるような人間こそが、将来の高齢福祉社会を構成する基本的な人間なのではないか。そういう人間たちが、お互いにささえあうことで、社会は運営されてゆくのではないか。そして、そのような社会では、「他からささえられ、他をささえてゆく」どころこそが『人間』の本質だとみなされてゆくのではないか。」¹⁹⁾と指摘しています。

(3) 人間の本質・可能性

ウイナーゼンバツク (Ernestine Wiedenbach) は人間の本質について、四つの仮説を示しています。

- ① 人間は、それぞれ自己を維持し保持する手段を自己の内部に発展させる独自の潜在能力を賦与されているものである。
- ② 人間は基本的には自己決定と自立の方向に努力するものであり、自己の有能力と潜在能力を最大限に有効に活用しようと欲するだけでなく、さらに自己の責任も果たそうとする。
- ③ 自己を知ること、自己を受容することは、一個人としての統合性と自己価値の形成にとって欠くことのできないものである。
- ④ その個人が何を行うにせよ、その人がそれを行っているその瞬間においては、その人の最高の分別が示されているものである。

このような、教習を知ることににより、介護福祉士の人間観は大きく開かれ、支援の方向性を見出すことができます。この人間の本質を実際に適用する際に最も重要なのは、人間存在の尊厳・価値・自立心及び個性の尊重です。私たちがこれを認めるか否かによって、介護の機能を果たす「方法」は大きく影響されることになります。

介護福祉士は介護を必要とする人々が、人生に自信と誇りがもてるように、自立を助ける専門職です。そしてまた、介護の本質である「可能性に対する信

頼と支えあいによる自立支援」は、要介護者ばかりではなく、家族や地域、介護福祉士が「自立＝主人公」として生きることの取り組みにほかなりません。

3 介護技術の可能性

(1) 質の高い介護サービスを提供する

介護という仕事には、介護する者の人間性によって介護の質が左右されてしまうといった特質があります。それだけに、自分の行動に責任がもてるようになるための専門的な知識と状況を判断する力、自分の判断を左右するものを見方や考え方を、一貫性のあるものに鍛えていかなければなりません。

また、自分の介護観や人間観等は介護技術を通して表現されます。今、目の前に介護を必要とする人々がいる、その人たちの役に立ちたいと願う介護福祉士が、「今、ここで」介護を展開していくこととなります。その過程は、利用者と一緒に成長する過程そのものであり、そうした実感があるからこそ、介護に意味を見出し、主体的に取り組み自分を育てることができるようです。

質の高い介護は、利用者に感動や喜びを与えます。その体験は一方で介護福祉士を揺り動かす原動力にもなります。感動は人を思う優しさがなければ生まれませんし、努力なしでは育ちません。誰かの助けを必要とするその時、傍にいてあなたがかく見守り、必要な手助けをすることで、利用者もまたゆとりを取り戻し、生活課題に挑戦することができるようだと思われれます。

(2) 生活の質を高め家族の絆を保つ

私たちはその時どきの感情に左右されながら、優しくなったり、厳しくなったりしている自分に気がつくことがあります。状況判断に自信がもてず、弱気になったり逃げてしまうことがあります。しかし、自分の未熟さに気づき、省察し乗り越えていかなければ、自分の行動に責任をもつ介護はなし得ません。阿部志郎は「優しきこそ、21世紀を豊かにするキーワードの一つに違いない。優しさを育て上げていくことが大切な課題だと思う。」と語っています。要介護者や家族が潜在能力を発揮し、社会との関係を維持しながら、主体的に生活できるように社会的に支援する必要があります。これは個人が安心して成熟社会の恩恵を享受し、生活の質を高めるという点でも、また、家族がその絆を保つ上でも、不可欠な課題です。

(3) 生きる希望や喜びを伝える

阿部謙也は『学問と世間』(岩波新書)のなかで教養について「教養とは自分が社会の中でどのような位置にあり、社会のために何ができるかを知ってい

る状態、あるいはそれを知らうと努力している状態である¹⁾と規定しています。また、フッサール (Edmund Husserl) の「生活世界」の概念を援用し、かつての教養が文字や読書を中心としていたのに対して、生活世界の教養は非言語系の知を中心とするものであることを示唆しています。腕を使った仕事、手足の動作、全身の運動などや知覚、触覚、言葉などがコミュニケーションの媒体となるだろうというものです。

介護の現場は「生活世界」です。理想と現実の間で悩み、苦しみながらも人生を生きています。その人生や社会の現実を担おうとするのが、介護福祉士です。「生活世界」を支えるのは困難に満ちたものですが、苦悩している人を放置できない「共感」の心情により介護が支えられています。私たちは介護行為を通して、社会への貢献を果たすことができます。私たちは介護行為により、人と人とのつながりを平和に維持し、生きる希望や喜びを伝える役割を担っています。介護技術の学習そのものが教養的な学習なのです。

(4) 深い満足と豊かさを生み出す

職業倫理は、そのあるべき行為に達するための指針を示すものです。介護に従事する者の職業倫理は、人間の「弱さ」と深く関係しています。人間には人のために尽くしたり、困っている人を助けようとする「支えの本性」が備わっている一方で、他人を犠牲にしても自己の経済面や生存の欲望を満たそうとする「自己利益の本性」も備わっています。弱さを支えたいと思う一方で、弱みにつけ込みやすいという特性があるために、高い職業倫理が求められるのです。その指針は、利用者と介護従事者の双方の心に、深い満足と豊かさを与えるものでなければなりません。

介護技術は人を育みそだてるケアの倫理に基づきます。その介護過程は一方的な自己犠牲ではなく、利用者・介護従事者相互に成長する場になります。その意味で介護の仕事は介護者の自己実現の機会にもなるのです。日々仕事で何を大切にしているかという介護観は、その人の人柄の表れでもあります。介護従事者自身が介護行為を通して人間に対する理解を深めることができます。そのことが、介護従事者の介護観の成長を促すのです。

また、どんな介護従事者でありたいと思っているのかによって介護の目標が明確化されます。日々の介護支援を通して介護技術の経験を積むことより、その目標に近づくことができるのです。

介護実践では、日々自己の介護行為を振り返る省察が重要です。介護を必要とする人々はあなたの介護に満足をしているか(ニーズの充足)、生命や生活、人生の質を向上させ得たか(QOLの向上)、人生の危機を自尊心や自信を育てる方向に向けられたか、これらの自己省察によって自己の課題を見出し、自己

学習能力を向上させ、誰かのために役立つ自分を育てるのです。

(5) 専門職や非専門職を問わず、人との関係を確立する

家族に委ねられていた介護を、地域の人々とともに実践するということは、一人ひとりのかけがえのない命・生活・人生を尊重することであり、世間体や家族の呪縛を超えた豊かなまちづくりに参加することにはほかなりません。

介護従事者は地域住民が介護に参加し、21世紀にふさわしい福祉社会を創造できるように、そしてまた、要介護者や介護従事者が、すすんで介護サービスやインフォーマルなサポートを選択できるように、さまざまな人々に協力と連携を求めることが必要です。

(6) 科学の知・臨床の知

近代科学の反省から、「弱さの哲学」が唱えられています。介護は本質的に「弱さ」を支援する行為であり、この弱さの哲学は、「臨床の知」として中村雄二郎によって論じられています。

人間の弱さは、受苦、痛み、病などに表れ、介護現場で日々接するものです。このような受け身の知は、＜パトスの知＞といわれます。人間の強さを前提とする近代科学の知が蔑視してきたものです。「科学の知」が冷ややかなまなざしの視覚の知であるのに対して、「パトスの知」は身体的、体性感覚的な知であるといわれます。これは、介護技術があたかひいところから出る共感による身体的な相互行為に基づくのに対応しています。

(7) 介護技術とアート(癒しの術)

介護技術は他者への共感性と、人をいとおしむところから生まれたものであり、きわめて人間的なものです。多様な人々の生き様に寄り添いながら、生きる喜びや希望を引き出し応えようとするものでもあります。この実現のための道具は自分の「身」であり、熟練された技と人間的な豊かさによって、尊厳を互え自立を支援する介護を展開することが可能になります。

介護福祉士は、複雑高度な生活課題をもつ人々、多様な価値観や生活文化、ライフスタイル等、生活背景の異なる人々の理解に努めながら、望む暮らしをえています。自己選択・自己決定による利用者本位の生き方ができるようにと願い、介護技術を駆使して自立を支援しています。利用者とともにあり、希望を伝え、自分の生き方に自信や誇りがもてるように支援する営みは極めて専門性の高い活動であり、アートであるといっても過言ではありません。

技術 (technique) の本来の言葉はギリシア語のテクネーですが、テクネーはヒポクラテスという癒しの術 (アート) を意味します。介護技術はこのテク

ネーがもっていた本来の意味を回復させる力を秘めています。介護実習は、現代の癒しの術である介護技術を得得する重要な体験になります。中村は人間のバトスとしての属性である受苦を経験した者は、人間についての認識を深めることができるとし、「経験と技術＝アート」と表しています。介護実習の目標を示しているともいえます。

《引用文献》

- 1) 川本隆史「共生の事実と規範」講座「差別の社会学」第4巻「共生の方(かた)へ」弘文堂、1997年、50頁
- 2) 堀田力「共生社会への道」(NHK人間大学)NHK出版、1997年、「はじめに」
- 3) 森岡正博編著「ささえあい」の人間学|法蔵館、1994年、19～20頁
- 4) 阿部龍也「学問と世間」岩波書店、2001年、124頁

第2節 介護福祉士に求められること

1 社会福祉士及び介護福祉士法の理解

介護福祉士の誕生の背景には、わが国の急速な高齢社会の進展があります。また、わが国の高齢社会を特徴づけるものとしては、昭和30～40年代の高度経済成長による社会構造の変化についても十分な理解が求められます。

人口が地方から都市に集中し、その結果、地方の人口減少と同時に家族規模の縮小(核家族化)がすすみました。また、あわせて、家庭電化製品の普及により女性の社会進出を促すきっかけにもなりました。この頃から高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者世帯が増加し、今まで家族で行われていた「家族介護」についても困難な状況が出てきました。この急速な家族介護力の低下は深刻な状況として「介護の社会化」が重要課題となってきました。そのような社会背景のなか、介護福祉士が国家資格として誕生しました。

「社会福祉士及び介護福祉士法」は、昭和62(1987)年5月26日(法律第30号)制定翌年、昭和63(1988)年施行、名称独占の国家資格として創設されました。長春社会に向かつてのマンパワーの資質の向上と在宅介護の拡大、シルバーサービスの育成等が背景となつて、福祉サービスの業務の適正化と介護従事者の資質の向上を図ることを目的としたものであり、介護福祉士をその中核的な役割を担うものとして位置づけました。

介護福祉士が国家資格となり20年が経過し、その間に、わが国の高齢化はささらにすすみました。医療の発展や健康寿命の伸展により「身体ケア」を中心とした介護のあり方に加え認知症高齢者の「認知症ケア」が重要課題となりました。また、これまでの「施設介護」中心から「在宅介護」へと住み慣れた地域で暮らせる幅広いニーズに対応した介護サービスの体系づくりが必要になりました。

平成12(2000)年介護保険の導入により、これまで行われた福祉サービスが措置制度から契約制度に移行しました。「自己選択」「自己決定」「利用者本位」を重視した、より個別性の高いケアが求められるようになりました。サービスの量から質への転換が図られたのです。障害分野では、平成15(2003)年支援費制度、平成17(2005)年障害者自立支援法により、障害種別のサービスの壁を取り払い一元化しました。その後、本法律は、平成25(2013)年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」と改められ施行されました。さらに平成30(2018)年に改正をされ、障害者および障害

見の地域社会への参加を促し共生を実現するための多様なニーズに対応するべく方策がとられています。

また、介護従事者として、利用者の尊厳を支える今後の介護ニーズに対応するために、平成19(2007)年12月5日「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正が行われ、「定義規定の見直し」「義務規定の見直し」「資格取得方法の見直し」がなされました。

(1) 介護福祉士の定義

従来、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定義第2条2において、介護福祉士の行う「介護」は「入浴・排せつ・食事その他の介護」と定義されていました。しかし、介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応が求められるようになりました。身体介護だけでは対応しきれない介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応するために業務内容を「心身の状況に応じた介護」に改めました。

第2条2

この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引^{かくたん}その他の者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

(2) 介護福祉士の義務規定

「個人の尊厳の保持」「自立支援」「認知症等の心身の状況に応じた介護」「他のサービス関係者との連携」「資格取得後の自己研鑽」等について新たに規定するなど義務規定を見直しました。

介護福祉士の義務規定は、「社会福祉士及び介護福祉士法」において第4章に記されており、①信用失墜行為の禁止、②秘密保持義務、③連携、④名称の使用制限等が従来から規定されていました。しかし、介護保険法、障害者自立支援法などの施行にともない、福祉サービスを提供していくにあたり、認知症介護など多様なニーズに対応しなければならなくなりました。もはや、医療関

係者との連携だけでは、利用者の心身の状況に応じた介護の提供が十分にできなくなってきました。そこで、福祉サービス関係者との連携を図ることも重要になってきました。また、介護福祉士資格取得者に対して、介護を取り巻く社会や制度など環境の変化や介護技術の進歩等に対応するために、生涯を通して自己研鑽、知識、技術の向上に努めることを責務とする資質向上の責務と、誠実義務が新たに追加されました。

(信用失墜行為の禁止)

第45条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第46条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。

(連携)

第47条

2 介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症をいう。）であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

(資質向上の責務)

第47条の2 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に対応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

(誠実義務)

第44条の2 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

(3) 資格取得方法の見直し

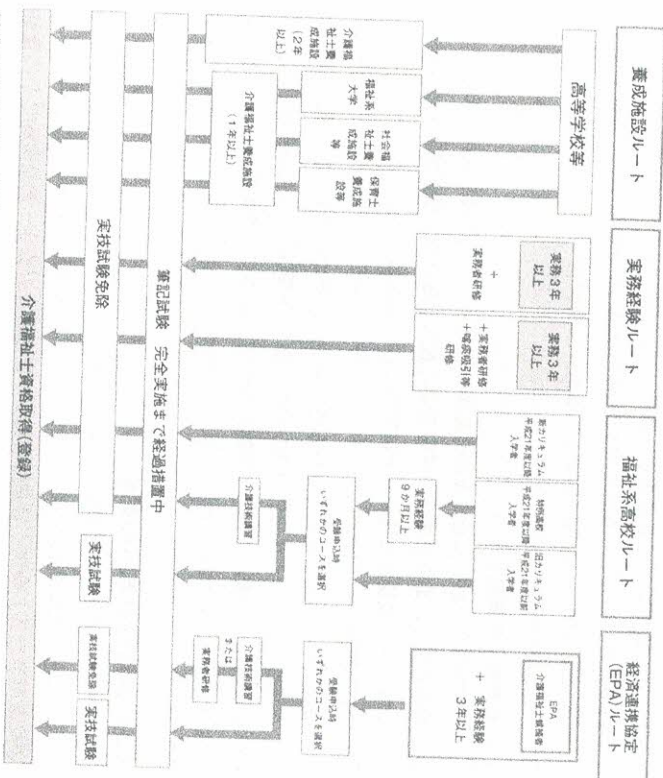
介護福祉士の資質向上を図るために、すべての者は一定の教育プロセスを経たのちに国家試験を受験するという形で、平成19(2007)年度に「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正で介護福祉士の資格取得方法を一元化することになりました。それまで、「介護福祉士養成施設卒業者」は、登録すると介護福祉士

の国家資格が取得できましたが、この見直しでは、新たに国家試験（筆記試験）の受験が必要になったのです。

また、「福祉系高校」については、教科目・時間数だけでなく新たに教員要件、教科目の内容等にも基準が課せられ、文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとなりました。実務経験ルートの見直しにあたっては、3年以上の実務経験に加え、新たに実務者研修（6月研修）が義務づけられ国家試験を受験する仕組みになりました。

以上の見直しは、平成24(2012)年度国家試験から実施予定でしたが、「医療的ケア」の実施や、介護福祉士をめざす人が身近な地域で働きながら学ぶことのできる仕組みをつくるために一定の期間を要することから、介護保険法等一部改正法（「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」平成23年法律第72号）により、実施が平成27(2015)年度に延期されました。教育機関においては、平成27年度国家試験から「医療的ケア」が追加されることから、対象となる入学生について教育カリキュラムの変更を行うこととなりました。

図1-1 介護福祉士の資格取得方法



出典：社会福祉振興・試験センター 第一節一部改

しかし、平成26(2014)年6月の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正で、今後さらに介護人材確保が困難になる状況を踏まえ、介護福祉士の取得方法の一元化が1年延期され、介護総合確保推進法の成立とともに、平成28(2015)年度に実施予定となりました。この決議は平成26(2014)年8月の福祉人材確保対策検討会の「中間整理メモ」において、養成施設ルートについては、中長期的視点とあわせて議論が必要であるとして、平成28(2015)年度からの国家試験義務づけを延期する方向性が提示されていました。

養成施設卒業者の国家試験義務づけについては、平成29(2017)年度から令和4(2022)年度まで、養成施設卒業者は、国家試験受験資格が付与し、5年間かけて漸新的に導入の方向でした。この方法は、国家試験に5年以内の合格をするか、「5年間の経過措置」として実務従事を条件に国家資格を取得するという二つの方法です。

あわせて、この一元化が実施された場合、養成施設卒業者の国家試験不合格者、未受験者は、当分の間、「准介護福祉士」^{注1)}の資格が付与されることとされています。

しかしながら今日まで、更に深刻な介護人材不足の影響や外国人留学生の資格取得等の実情から、養成施設卒業者の国家試験義務化の実施が、令和元(2019)年第22回社会保障審議会福祉部会等で審議され延期される方向で検討されました。令和2(2020)年3月10日には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」として、介護人材確保および業務効率化の取り組みを強化することも掲げられ、それともなう、「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正とともに、介護福祉士養成施設卒業者の国家試験義務化について、現行5年間のさらなる5年間延長することを目的として、法案が提出されました。

《参考文献》

- 厚生労働省、第22回社会保障審議会福祉部会令和元年11月11日資料2「介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付けについて」、2019年、P1～3
- 受験資格（資格取得ルート図）、公益財団法人社会福祉振興・試験センター www.sssc.or.jp/kaigo/shikaku/routechint1 2020年1月13日取得
- 厚生労働省、地域共生社会の実現にむけて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律に関する法律の概要 http://www.nihw.go.jp/seisakunissuite/bunryaw/hukushi_kaigo/shougaisaibuhokushu_sougoushien/dv/sougoushien-01.pdf 2020年3月10日取得
- 厚生労働省、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要） https://www.nihw.go.jp/file/05-Shingikai12601000-Seisakuoutkatsukan-Sanjikanshitsu_Shakahoshoutantou/0000128863.pdf 2020年3月10日取得
- 厚生労働省、第201回国会（令和2年常会）提出法律案、地域共生社会の実現のための社会

福祉法等の一部を改正する法律案（令和2年3月6日提出）概要 <https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/201.html> 2020年3月10日取得

注釈1：平成19(2007)年社会福祉士及び介護福祉士法の改正

「准介護福祉士」
第2条 第40条第2項第一号から第3号までのいずれかに該当するものであって、介護福祉士でないものは、当分の間、准介護福祉士（付則第4条第1項の登録を受け、准介護福祉士の名称を用いて、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもって、介護等（障害吸引等を除く）を業とする者をいう。とされている。

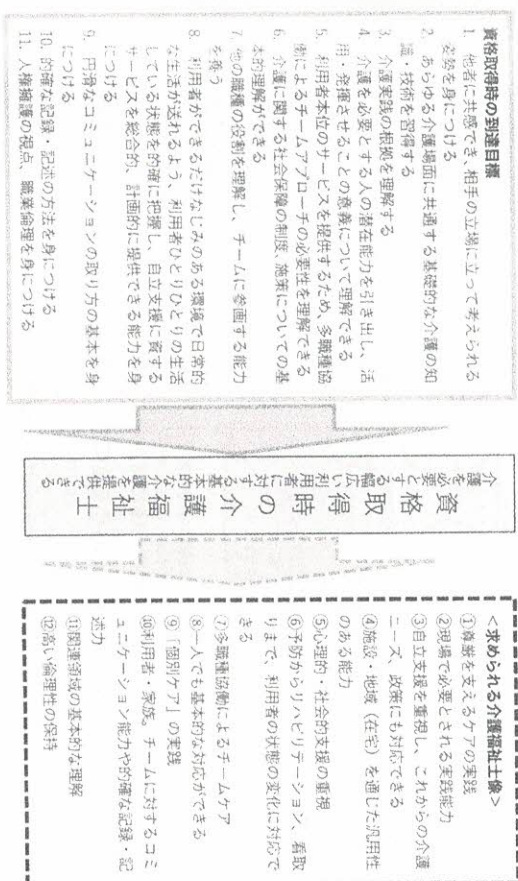
2 求められる介護福祉士像

(1) 平成18(2006)年に定義された「求められる介護福祉士像」
「求められる介護福祉士像」が初めて示されたのは平成18(2006)年7月に「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直しに関する検討会」が作成した報告書でした。その報告書では、「求められるサービス」として、以下の5点があげられています。

- 1) これからの社会においては、障害の有無や年齢にかかわらず個人が尊厳をもった暮らしを確保することが重要であり、介護においては利用者一人ひとりに個性や生活リズムを尊重した介護（個別ケア）の実践が必要とされている。
- 2) 認知症の増加をはじめとして、知的障害者、精神障害者、発達障害のある者への対応など、従来の身体介護だけでは対応できないニーズが増大しており、入浴、排泄、食事を中心と考えられていた介護から、心理、社会的なケアのニーズも踏まえた全人的なアプローチが求められている。
- 3) 介護予防から看取りまでの幅広い介護ニーズへの対応には、他職種とのチームケアが不可欠であることから、医療や看護、リハビリテーションや心理などの他領域についても基本的な理解が必要とされている。
- 4) また、利用者保護や尊厳の保持などの観点から、利用者や家族、チームに対してわかりやすい説明や円滑なコミュニケーションができる能力が求められる。また、情報の共有の観点からも、適切に記録・記述できることや、適切に記録を管理することも求められる。
- 5) このように、介護福祉士制度が昭和63(1988)年に創設されてから約18年が経過し、その間の福祉・介護をめぐる状況の変化は大きく、以上の介護ニーズの変化にあわせた人材養成が求められている。

前項の求められる介護サービスの内容を踏まえて、「求められる介護福祉士像」が示されました。示された像の前文には、「介護福祉士を取り巻く状況で

図1-2 平成18(2006)年に定義された「求められる介護福祉士像」



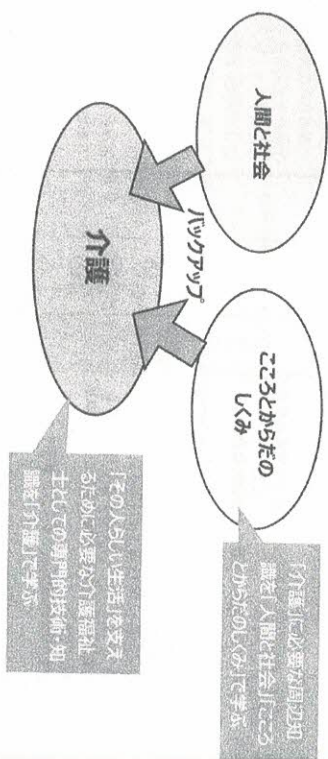
述べた介護福祉士制度創設以降の変化とこれからの介護ニーズに対応し、介護サービスにおける中心的役割を担える人材として、次のような人材養成における目標が考えられる」と書かれています。

「求められる介護福祉士像」は介護サービスにおける中心的な役割を担える人材として介護福祉士を育成するという内容でした。この目標に向かって、平成19(2007)年には、介護福祉士養成教育課程も大きく改訂されました。新しい介護福祉士養成課程は、介護が実践の技術であることを踏まえ3領域となりました。

- その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」
- 「尊厳の保持」「自立支援」の考え方を踏まえ、生活を支えるための「介護」
- 多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「ここからだのしくみ」

この内容を示すと図1-3となります。しかし、介護福祉士養成教育を修了してすぐに「求められる介護福祉士像」の示す内容に到達できるはずがありません。「求められる介護福祉士像」に至る過程として、養成教育卒業時の到達目標も同時に示されました。その意味では、非常に丁寧な議論が行われたのだと思われま

図1-3 介護福祉士養成課程の三領域



求められる介護福祉士像に向かうには以下の二つの課題がありました。
1) 資格取得時の到達目標を達成するための学習を養成施設が実施しているのか

2) 資格取得時から「求められる介護福祉士像」を深化させる道筋（研修等）が示されていない

一点めの担保として、日本介護福祉士養成施設協会が独自に実施する卒業時共通試験がありますが、より深い学びを担保するための教育力を高めていくことが望まれます。

二点めの担保として、日本介護福祉士会が定める生涯研修体系があります。この生涯研修体系は、今般の教育課程の見直しの前に整理されたものですが、新たな「求められる介護福祉士像」にも対応した内容となっているといえます。しかし、それで十分であるとはいえず、示された「求められる介護福祉士像」を深化させるための現場経験や研修を積み上げる道筋を明確に示されることが望まれます。

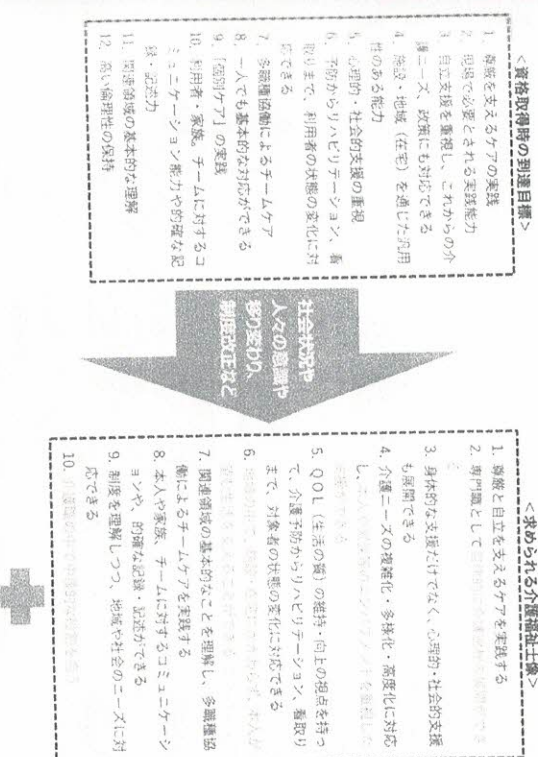
(2) 平成29(2017)年に示された「求められる介護福祉士像」

平成29(2017)年9月の第11回社会保険審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会です新しい「求められる介護福祉士像（案）」が示されました。その内容が図1-4です。

「高い倫理性」をベースとして、「地域の中で施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる」、「自主的に介護過程の展開ができる」、「介護職の中で中核的な役割を担う」といった点が特徴的だと考えられます。

平成19(2007)年度のカリキュラム改正時の「求められる介護福祉士像」は介護サービスにおける中心的役割を担える人材として想定されたものです。今回の改正では、介護職のなかで中核的な役割を担う存在としての介護福祉士です。

図1-4 平成29(2017)年に示された「求められる介護福祉士像」

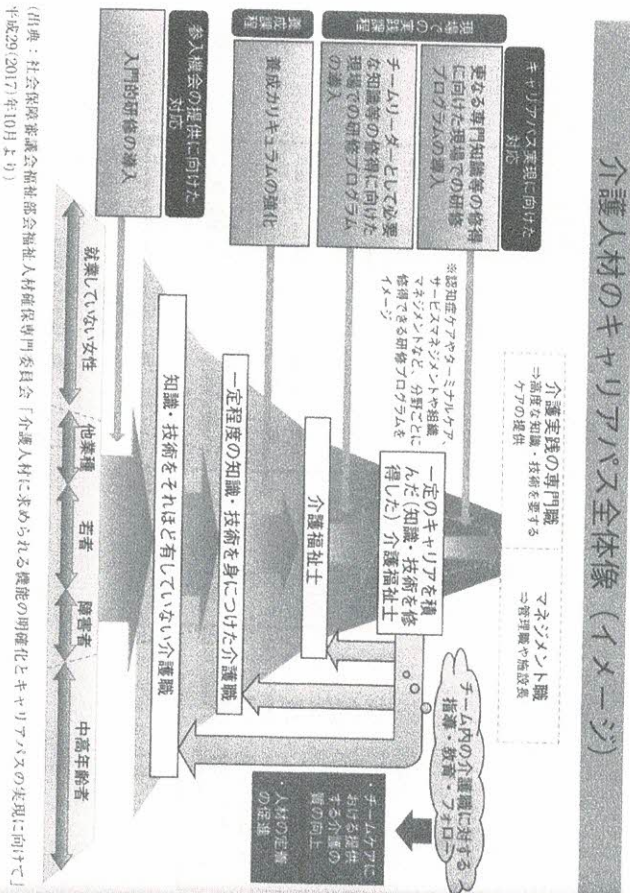


リーダーとしての介護福祉士像からサブリーダーとしての介護福祉士像に転換が図られたとも見える内容です。

今回の改訂の基礎となっているのが、平成29(2017)年10月に社会保険審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が公表した「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」という報告書です。この報告書では、介護人材のキャリアパスを図1-5のように示しています。

この図からわかるように、入門的研修を導入し、介護人材の裾野を広げつつ、キャリアパスを明確にし、介護人材がその能力に合わせてキャリアを積むことができる体制を確立しようとしています。そのなかで介護福祉士をどの位置付けにするのかを考えた内容だと思えます。介護職チームのリーダーには介護福祉士がすぐになれるわけではありません。一定のキャリアを積んで初めてリーダーとなることが明示されました。介護福祉士はリーダーの下で介護職のチームづくり（マネジメント）をする役割が与えられたのだと考えられます。そのため、今回の「求められる介護福祉士像」は介護職チームのマネジメント、個々の利用者に対する介護職チームの目標を明確にし、実施する介護過程の展開、地域の中で利用者の意思を尊重し、地域の中で利用者の生活を支えることが明確に示された内容となっているのです。

図1-5 介護人材のキャリアパス



(出典：社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」平成29(2017)年10月より)

介護人材のキャリアパス全体像 (イメージ)

3 介護福祉士としての職業倫理

(1) 介護福祉士としての倫理の必要性

介護福祉士というのは、その人らしい暮らしの実現に向けて、利用者とともにその解決方法を実行していく専門職であり、他の専門職と同様に、専門的な知識、技術のみならず、高い倫理観を含めて人間性が問われる職種であるといえます。

また、介護福祉士は、援助が必要な人たちに対して、人間としての尊厳を保障するために、自立した生活が送れるように援助する立場にあります。時には、利用者に接するさまざまな場面において困難な判断が求められることもあります。そのときには、公正、公平、正義などから照らし合わせて自分の行動を律することが大切になってきます。そうした行為を介護福祉士が一人ひとり行うことによって、社会からの期待に応える職業として確立していくものになります。日頃から実践のなかで、介護福祉士にとって必要な倫理とは何かを常に問いかけていくことも重要です。

介護福祉士は人の生命や生活に関わる職業であり、自分の関わり方一つで相手の生活、人生に大きな影響力をもっている職業です。したがって、介護福祉士は人の生活に関わる重要な専門職であることを常に意識し、自らの行動を律することが重要であり、そのためには他の専門職同様に高い倫理が求められるということを理解することが大切です。

日本介護福祉士会の倫理綱領は、介護の専門職としての倫理であり、介護福祉士のみならず、すべての介護従事者に通じる倫理です。

(2) 日本介護福祉士会倫理綱領

① 前文 (ノーワライゼーションの実現をめざして)

介護保険制度や社会福祉基礎構造の理念は、個人が人としての尊厳をもって、地域のおかげで、障害の有無や年齢に関わらず、その人らしい安心できる生活が送れるように自立を支援することです。これからの介護サービスは、このような理念に基づき国民一人ひとりが、その人らしく生活していけるよう、利用者個々のニーズに対応したサービスを提供し、その自立を支援することです。

介護サービスは、特定の高齢者や社会的弱者といわれている人たちだけがそのサービスを受ける立場ではなく、誰もが介護・福祉サービスを受けられるようになり、そのサービスは公平・公正なものであり、一定の質が保たれたものでなければなりません。

前文においては「介護福祉ニーズを有する全ての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています」と明記されています。高齢者や障害者が地域のおかげで尊厳をもって生活ができるように支援していくというものです。ノーワライゼーションの実現を目指したものであり、これは介護福祉士としての基本的な姿勢を表しています。

<第1項「利用者本位と自立支援」>

介護福祉士は利用者本位と自立支援を常に念頭にいた介護サービスの提供を行うものであり、介護を行うときの大切な介護の理念として掲げています。利用者本位の介護を提供するためには、利用者の自己決定を何よりも尊重することが大切です。しかし、実際には介護サービスの提供場面においては、とらすれば、介護者主導で行われることがまだまだあります。たとえば、着替えのときに服の選択ができず自分の好みではない服を着せられるなど、とすれば介護者側からの一方通行的なサービスになることもしばしばあります。

施設・在宅問わず、生活の主体者はあくまで利用者です。そして、一人ひとりの利用者の生活習慣や生活形態もさまざまです。介護者はそのことを念頭に

において、利用者のニーズにあわせて介護を提供することが大切です。そのためには、一人ひとりのアセスメントを適切に行い、個別介護計画の作成など介護過程を踏まえて介護することが必要になります。

どのような生活を送りたいかを決めるのは利用者であり、介護者はあくまでも、利用者の生活を支援することを忘れずに、さまざまな日常生活の介護場面において、利用者からの自己決定を待つことが大切です。そのことが人権の尊重につながる介護になります。なお、身体的だけではなく精神的にも真の自立支援をめざすことが大切です。

＜第2項「専門的サービスの提供」＞

介護サービスの質の向上が求められているなか、介護福祉士は常に専門職として自己研鑽を継続し、資質の向上に努め、自分の行ったサービスが常に最善のものになるように介護サービスに対して責任を明確にすることが必要です。介護福祉士は人の生命や生活に関わる職業であり、人に対しての大きな影響力をもっている職業です。したがって、どのような状況においても冷静に判断し、自らの行動を律することが大切です。また、自分が行うサービスに対して責任をもつことが必要であり、そのためには、日々努力をして、自分の知識・技術・倫理感を高めることが必要になります。

＜第3項「プライバシーの保護」＞

サービス利用者も新しい世代の高齢者へと変わりつつあり、介護サービス利用に対しての権利意識も強くなってきています。契約によるサービス利用においては、利用者保護の観点からも大切であり、利用者が適切にサービスを利用できるように情報の提供、利用者の権利擁護、サービスの第三者評価などがいっそう重要になってきています。

介護従事者も情報提供者となりうるわけですから、情報の提供については公平・中立の立場に立って、必要な情報をわかりやすく与えることも大切な役割です。

なお、介護従事者は同時に、施設、在宅問わず、利用者や家族の情報を知らず知らずのうちに知っています。特に気をつけることは、介護従事者や事業者は業務上知り得た情報や家族の秘密などをみだりに漏らさないことです。もし、その知り得た情報をむやみに漏らすようなことがあれば、その介護従事者や事業者は家族や利用者からだけでなく社会からも信用を失うこととなります。

特に、介護の仕事は相手との信頼関係の上に成り立つ業務ですから、利用者や家族の信頼を裏切らないためにも、知り得たプライバシーを漏らしてはいけません。この倫理項目は法律でも規定されており、平成17(2005)年からは個人情報保護法も施行され、特に大切な倫理といえます。

＜第4項「総合的サービスの提供と連携・協力」＞

高齢者や障害者の生活を支えているのは介護福祉士だけではありません。特に、介護ニーズを有する者は医療ニーズもあわせ持つ場合が多く、医師、看護師、理学療法士などの医療関係者との連携が求められます。また、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが、その人の生活にあわせて切れめなく継続的に提供されることが必要です。したがって、生活を支えている福祉関係職、行政、ボランティアなどさまざまな関係職種との連携・協力も必要になってきます。

このように、介護の仕事においては他職種との協働が求められるなか、ますます関連職種との連携が重要になり、介護福祉士も関連専門職と協働するためには、他の専門職の専門的な役割などに対する理解が必要であるととらえ、チームをマネジメントしていく能力も兼ね備えておく必要があります。

＜第5項「利用者ニーズの代弁」＞

介護福祉士は利用者が一番近くにいる専門職として常に利用者の気持ちを察し、その期待に応えることも大切です。コミュニケーションが十分活用できない方や自分の言いたいことが言えなかったりする方に対しては、精神的な支援とともにそのニーズをくみ取り、周りに対して代弁していくことが大切な役割です。そのためには日頃の観察が重要であり、洞察力を養うことが必要です。

＜第6項「地域福祉の推進」＞

今後、ますます地域福祉の推進が求められるなか、介護福祉士は、職場だけでなくその役割や専門性を発揮するだけでなく、自分が生活する地域において、介護相談に応じたり、介護技術を教授したり、ボランティア活動での貢献、地域のなかでネットワークを構築するなど介護福祉士がもっている専門性を役立てて、社会的な貢献を行うことができます。それにより、介護福祉士の社会的評価が高まることはいまでもありません。

＜第7項「後継者の育成」＞

介護の質を高めるためには、自分自身の自己研鑽により質を高める努力が必要ですが、必要です。今後は、介護の専門職として生涯学習に取り組むことも必要になってきます。あわせて、すべての人が将来にわたりよりよい介護が受けられるようにするために、これから介護従事者をめざす人たちの教育も重要になってきます。そのために自らが指導力を高め、後輩育成に力を注ぐことは介護福祉士制度の発展のためにも、国民の介護サービスの向上のためにも重要なことです。介護福祉士が社会から信頼される職業として確立するためには、以上の倫理綱領を遵守し、日々専門職として自己研鑽を行っていくことが何より大切なことです。

②日本介護福祉士会倫理綱領 掲載

倫理綱領

日本介護福祉士会倫理綱領

1995年11月17日宣言

前文

私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けたいとすることができる社会の実現を願っています。

そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

(利用者本位、自立支援)

1. 介護福祉士はすべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。

(専門的サービスの提供)

2. 介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。

また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負います。

(ケアバイパーの保護)

3. 介護福祉士は、ケアバイパーを保護するため、職務上知り得た個人情報の情報を守ります。

(総合的サービスの提供と積極的な連携、協力)

4. 介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

(利用者ニーズの代弁)

5. 介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

(地域福祉の推進)

6. 介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。

(後継者の育成)

7. 介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるように、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

4 日本介護福祉士会の使命と主な事業

(1) 専門職能団体がつ機能と役割

昭和62(1987)年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され20年以上が経過し、介護福祉士の登録者数は平成27(2015)年2月において約129万人に達しました。

この間、介護保険制度の施行および障害者自立支援法の施行など介護福祉を取り巻く環境は大きく変わりました。今後は、近年における介護の理念や概念の変化、介護対象者のニーズの多様化などにもない介護の現場では質の高い介護サービスが求められるようになり、介護福祉士の養成が量から質へと転換する方向にあります。

また、平成19(2007)年12月には「社会福祉士及び介護福祉士法」が一部改正され、介護福祉士の資格取得方法の一元化、介護福祉士の定義規定、業務規定の見直しや教育内容およびカリキュラムの見直しなどにより、より資質の高い介護福祉士の養成が求められるようになりました。

なお、介護福祉士の国家資格は、「幅広い利用者に対する基本的な介護を有する資格」と位置付けていることから、さらに、重度の認知症や障害等の分野について、より専門的な対応ができる人材を育成していくことが求められています。さらに、人材確保と資質の向上の観点からは資格取得後のOJTのほか、引継にわたって自己研鑽し、介護の専門的な能力開発とキャリアアップへの支援の必要性がますます重要となります。

このように介護福祉士の資質の向上や介護労働の質の向上が求められてきているなか、一方では介護福祉士としての専門性や介護労働に対する評価が十分